

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

転倒災害防止対策の推進について

休業 4 日以上のも最も件数の多い労働災害であり増加傾向が続いている「転倒」(以下「転倒災害」という。)の減少を図るため、これまで事業者に対する取組の啓発等に取り組んできたところであるが、今後は下記により、転倒の態様に対応した具体的な対策を促進していくこととするので、適切に対応されたい。

なお、本通達をもって、令和元年 6 月 17 日付け基安発 0617 第 1 号「今後の転倒災害防止対策の推進について－「STOP! 転倒災害プロジェクト実施要綱」改正による転倒災害の防止－」は廃止する。

記

1 転倒の態様に対応した具体的対策の促進

実効ある対策の促進のため、事業者に対し、「4 S」、床面の水濡れの除去等の一般的な対策の指導にとどまらず、別紙を参考としつつ、別途示すリーフレット等を活用しながら、個別指導等の際に事業場の状況も踏まえて次の具体的対策を指導、促進すること。

なお、転倒災害の防止のためには事業者による対策はもとより、労働者自身が作業等に当たって十分注意することも必要であることから、別途示す労働者用のリーフレット等も活用しつつ、事業者を通じた労働者への周知啓発も併せて行うこと。

(1) 転倒災害を発生させる環境要因の解消(ハード対策)の指導

作業場・通路その他の労働者が立ち入る場所の照度を高く保つとともに、つまずきや滑り等それぞれに係る環境要因を解消する物理的対策(ハード対策)を指導すること。

なお、冬季における転倒災害は、積雪によるものが多くなっているが、降雪量の少ない地域においても、低温による通路等の凍結によって多発しているため、同様に対策が必要であることに留意すること。

(2) 労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)の促進

転倒災害の実態に鑑みれば、ハード対策のみではその防止対策として不十分であり、特に労働者の高齢化に伴う身体機能の低下への対策(ソフト対策)として、以下の取組を促進すること。

ア 身体機能の低下への対応

転倒災害の原因として、特に障害物や凹凸のないところでつまずいて転倒し、受傷したとされるものや、足がもつれて転倒し、受傷したとされているものが多数を占めており、これらは労働者の身体機能の低下がその要因として大きいと考えられることから、令和2年3月16日付け基安発 0316 第1号「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」に基づき、「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組を促進すること。

イ 骨粗鬆症対策

中高年齢の女性労働者においては、転倒による骨折のリスクが高くなっており、市町村によっては健康増進事業として、一定年齢の女性の住民を対象として骨粗鬆症検診を実施しているため、その受診を勧奨すること。

2 あらゆる機会を捉えた周知指導

個別指導時等における事業者への指導だけでなく、各種集団指導や以下を始めとしたあらゆる機会を捉えて上記1の対策の周知指導を行うこと。

なお、本周知指導に当たっては、管内の既存の取組、気象状況等も踏まえ、各局において効果的と考えられる手法によることとして差し支えないこと。

(1) 小売業及び介護施設の協議会における周知指導

令和5年3月30日付け基安発 0330 第1号「小売業及び介護施設における行動災害の防止対策の推進について」に基づく協議会の場を活用し、協議会構成員等への周知指導を行うこと。

特に、小売業及び介護施設においては中高年齢の女性労働者が多い実態を踏まえ、上記1(2)イの骨粗鬆症検診の受診を重点的に勧奨すること。

(2) 大規模ショッピングセンター等の施設管理者を通じた周知指導

駅ビルや商店街、ショッピングモールなど、複数の事業場が密集して存在する施設（以下「店舗密集型施設」という。）においては、当該施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）が各店舗に対して持つ影響力を活用し、効率的な周知指導を行うことが可能であるため、店舗密集型施設を対象として、施設管理者と連携しつつ、各店舗の責任者が集まる会議の機会等に、リーフレットを活用した転倒災害防止対策の周知指導を行うこと。

3 各種支援策の活用

周知指導に当たっては、中央労働災害防止協会において実施している転倒災害防止に関する各種研修、技術サービス等を活用するよう周知するとともに、特に第三次産業や製造業の事業者に対しては、事業場における取組の状況に応じ「中小事業場安全衛生サポート事業」の利用勧奨を行うこと。

令和3年における転倒の態様（本省にて労働者死傷病報告を分析したもの）と具体的な対策

主な転倒の態様（割合）	原因（割合）	環境要因の解消のための物理的対策（ハード対策）	補足	労働者の身体機能の低下への対策（ソフト対策）
つまずき等（つまずきに加え、環境要因や荷物による影響等がなく、単独で足がもつれたりバランスを崩したりしたもの）（42.5%）	障害物や凹凸以外（つまずき等のうち 26.6%）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の状況に応じ、適切な履物の使用が本原因による転倒の防止に資すると考えられる場合には、その使用を指導すること。<u>ただし、本原因による転倒（環境要因や荷物による影響等がなく、単独で足がもつれたりバランスを崩したりしたものを含む）は、本質的には労働者の筋力等身体機能の低下の影響によるものが多いと考えられることから、履物の改善だけでは対策として不十分であり、ソフト対策も重要であることに留意すること。</u> ・また、本原因による転倒発生時、走っていたり急いでいたりしたものの割合が1/4程度あることから、労働者を走らせない、急がせないことも一定程度有効な対策と考えられるが、それだけでは不十分であることに留意すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「エイジフレンドリーガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）に基づく「転倒等リスク評価セルフチェック票」等による身体機能の低下に起因する転倒リスクの可視化及び身体機能の維持向上のための取組の促進 ・中高年齢の女性労働者については、市町村が健康増進事業により実施する骨粗鬆症検診の受診の勧奨
	作業場・通路に非意図的に置かれた物（つまずき等のうち 16.2%）	作業場・通路に物を放置しないことの徹底		

	凹凸（段差や障害物として設計されていない構造的な凹凸で、ごくわずかなものも含む） （つまずき等のうち 10.4%）	労働者が立ち入る可能性がある場所における凹凸の特定と解消		
	作業場・通路以外における構造物、固定された障害物（駐車場の車止め等） （つまずき等のうち 8.4%）	適切な通路の設定、障害物の「見える化」		
	作業場・通路に設置された設備、什器等 （つまずき等のうち 7.8%）	設備等の角の「見える化」		
	作業場・通路におけるコード、パイプ等 （つまずき等のうち 7.1%）	コードの引き回しに係るルールの設定、作業場・通路におけるパイプ等の除去・埋設	うち掃除機の電気コード等、労働者が自ら引き回したコードにつまづくケースが約 46%	
	作業場・通路におけるカーペット、マット等による床面との段差 （つまずき等のうち 5.8%）	カーペット、マット等と床面の境界（段差）の「見える化」		
	作業場・通路の段差（段差として設計されたもの） （つまずき等のうち 3.2%）	段差の解消	解消工事はエイジフレンドリー補助金の対象	
	その他 （つまずき等のうち 14.9%）			
滑り (31.8%)	通路等の雪、凍結、霜 (滑りのうち 25.2%)	労働者が立ち入る場所の除雪、融雪	労働者の通路への融雪装置の導入はエイジフレンドリー補助金の対象	

	作業場・通路の床面の水、洗剤、油脂等（水場以外における人為的なもの） （滑りのうち 19.1%）	作業場・通路の床面の水、洗剤、油脂等の除去、水拭き清掃等の後、床面が乾くまでの立ち入り禁止の徹底		
	水場（食品加工作業場、浴室等） （滑りのうち 16.5%）	滑りにくい床材の導入、滑りにくい靴の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・作業床の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象 ・特にグレーチングがある場合等に靴の防滑機能の効果に限界があることに留意すること 	
	雨に濡れた通路等 （滑りのうち 14.8%）	敷地内の雨に濡れて滑りやすい場所の特定と雨天時等の立ち入り禁止、滑りにくい床材の導入	労働者の通路の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象	
	摩擦の異なる場所への踏み入れ （滑りのうち 6.1%）	隣接した床面の摩擦の差異の「見える化」、差異の解消	作業床の滑り防止対策はエイジフレンドリー補助金の対象	
	その他 （滑りのうち 18.3%）			

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
職場3分エクササイズ 中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー
- 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
 > バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底
- 通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
 > 敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消
- 作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

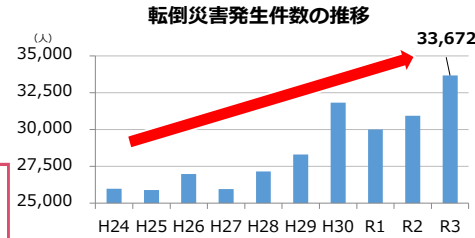
「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底)
- 水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)
 > 滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます
 中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



転倒災害の発生状況 (休業4日以上、令和3年)

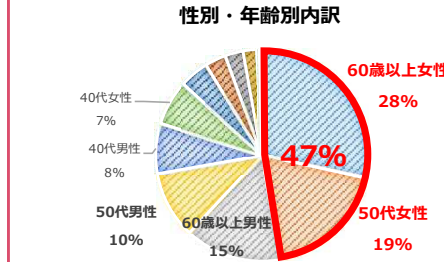


転倒による怪我の態様

- ・ 骨折 (約70%)
- ・ 打撲
- ・ 眼球破裂
- ・ 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

47日

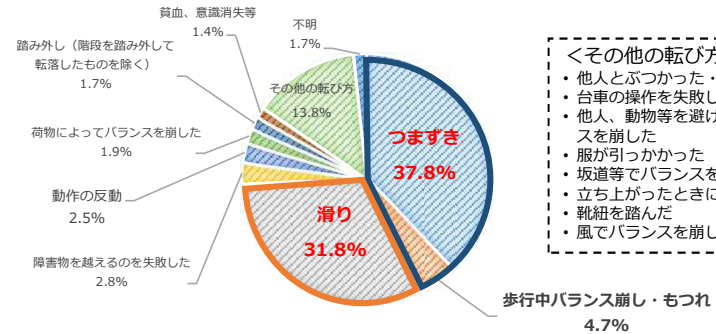


転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



- <その他の転び方>
- ・ 他人とぶつかった・ぶつかられた
 - ・ 台車の操作を失敗した
 - ・ 他人、動物等避けようとしてバランスを崩した
 - ・ 服が引っかった
 - ・ 坂道等でバランスを崩した
 - ・ 立ち上がったときにバランスを崩した
 - ・ 靴紐を踏んだ
 - ・ 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

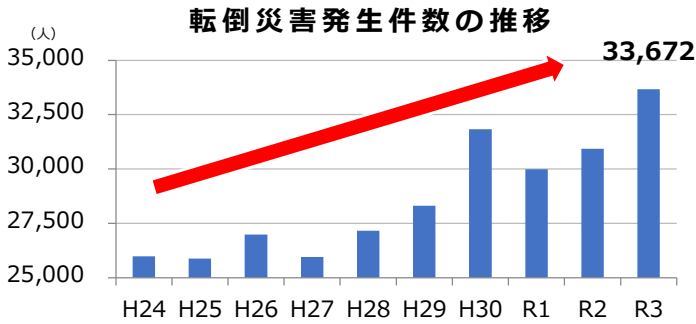
- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
 → 「転びの予防 体力チェック」 「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 → 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
 → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



転倒災害（業務中の転倒による重傷）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。
 転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）



転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

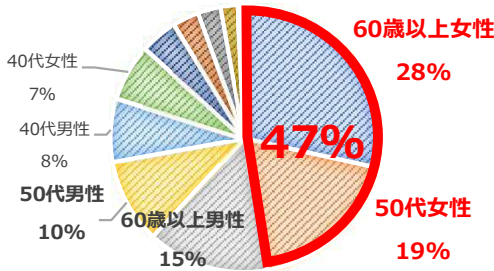
- ・打撲
- ・眼球破裂
- ・外傷性気胸 等

転倒災害による平均休業日数

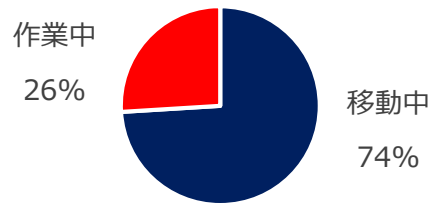
47日

※ 労働者死傷病報告による休業見込日数

性別・年齢別内訳



転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

主な要因

- | | |
|--|----------------------------|
| <p>何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒</p> <p>会社から労働者への注意事項を記入しましょう（以下、取り組んでほしいところに記入願います。）</p> | <p>コード等につまずいて転倒</p> |
| <p>作業場・通路に放置された物につまずいて転倒</p> | <p>凍結した通路等で滑って転倒</p> |
| <p>通路等の凹凸※につまずいて転倒 ※数mm程度のもの</p> | <p>こぼれていた水、洗剤、油等で滑って転倒</p> |
| <p>作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒</p> | <p>水場（食品加工場等）で滑って転倒</p> |
| <p>設備、什器に足を引っかけて転倒</p> | <p>雨で濡れた通路等で滑って転倒</p> |

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「ロコチェック」
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
 → 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

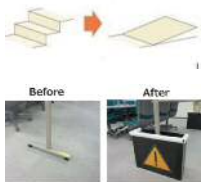


介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 > 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 > 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 > 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 > 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 > 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 > 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 > 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 > 滑りにくい履き物を使用させる
 > 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 > 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起

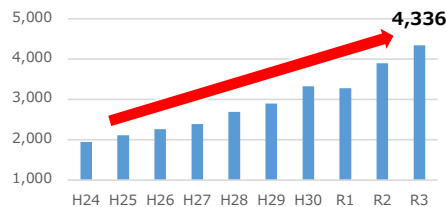


(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限 100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

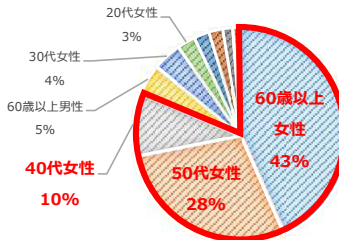


転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



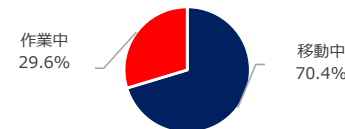
社会福祉施設における転倒災害の態様

- 骨折 (約70%)
- 打撲
- じん帯損傷
- 捻挫
- 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

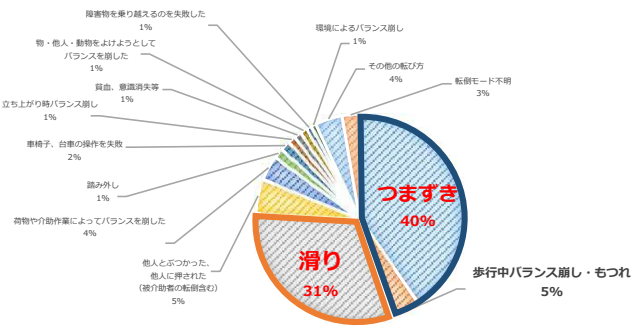
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体カチェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



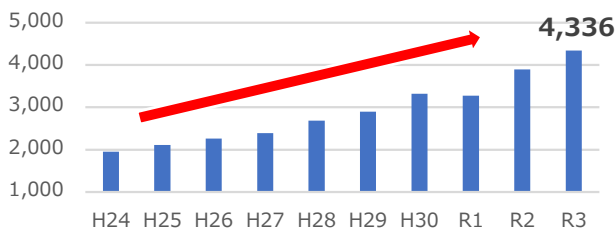
転倒災害（業務中の転倒による大怪我）に注意しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています。

転倒災害は、被災しないよう労働者自身が注意することも必要です。

転倒災害（業務中の転倒による重傷、休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

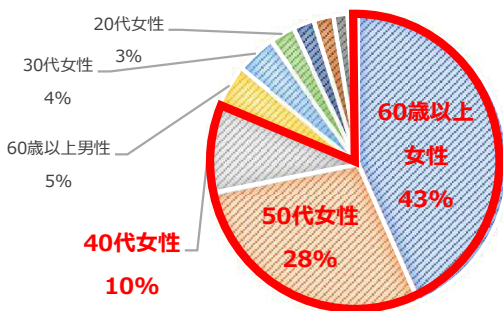
- ・打撲
- ・じん帯損傷
- ・捻挫
- ・外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数

44日

※ 労働者死傷病報告（休業4日以上）による休業見込日数

社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動の時だけではありません

介護労働者の転倒災害※の主な要因（労働者死傷病報告より）

1. 何もないところでつまずく、足がもつれて転倒

※訪問介護や送迎先での転倒災害も含む

- ・人は加齢とともに転びやすくなります。自分は大丈夫だろうと思わず、**転んで骨折するかもしれないという意識を持って歩行や作業をしてください。**
- ・走らないようにしましょう。

2. 段差、家具等につまずいて転倒（見えていない）

- ・前をよく見て歩行、作業しましょう。
- ・事業場内の危ない箇所は「見える化」等の対策をしましょう。



3. 浴室、脱衣所等の水場で滑って転倒

4. こぼれていた水、洗剤等で滑って転倒（見えていない）

- ・よく見て歩行、作業しましょう。
- ・見つけたらほかの労働者の転倒防止のためにもすぐに拭きとりましょう。
- ・水拭き等の後は、乾くまで他の労働者が入らないようにしましょう。



5. 雪、雨で滑って転倒

- ・送迎や訪問介護時も含め、積雪・降雨時の歩行や作業に注意しましょう。

これらは介助中の転倒より多く、**単独作業や移動中の油断や焦り**が転倒による大怪我と長期休業につながっています。

加齢等による転倒リスク・骨折リスク

- ・一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります → 「**ロコチェック**」
 - ・現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも → 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）
 - ・特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
- 対象者は市町村が実施している「骨粗鬆症健診」を受診しましょう



ロコチェック



内閣府ウェブサイト

